

JASTPRO 389

貿易手続簡易化のために

2011-02

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易慣習と物品売買法(11) 1
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 国連CEFACTワシントンフォーラムの変則開催について 13
- 記事3. 国連CEFACTからのお知らせ 14

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

◇ 連載 ◇

記事1. 貿易慣習と物品売買法(11)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

11. CIF 契約における当事者の義務

11.1 2010年インコタームズの改正

11.1.1 FOB条件の概要説明

2010年インコタームズはFOB契約の概要を次のように述べています。「FOB契約においては、売主が、指定船積港において買主により指定された船舶上で物品を引渡すか、または、既にそのように引渡された物品を調達することを意味します。物品の滅失または損傷に関する危険は、物品が船舶上に置かれた時に移転し、買主は、その時以降、一切の費用を負担します。」

11.1.2 CIF条件の概要説明

2010年インコタームズはCIF契約の概要を次のように述べています。「CIF契約においては、売主が、船舶上で物品を引渡すか、または、既にそのように引渡された物品を調達することを意味します。物品の滅失または損傷に関する危険は、物品が船舶上に置かれた時に移転します。売主は、指定仕向港へ物品を運送するために必要な契約を結び、かつその費用と運賃を支払わなければなりません。また、売主は、運送中における物品の滅失または損傷について買主が負担する危険について保険契約を締結します。.. CIF系統の取引条件では、売主は、物品が仕向地に到着した時ではなく、取引条件に従って物品が運送人に引渡された時、引渡の義務を終えます。この取引条件では、危険と費用負担の移転がそれぞれ異なる場所で生じるので、2つの分界点があります。」

11.1.3 本稿の目的

上記の引用箇所の中で、「FOB契約においては、売主が、指定船積港において買主により指定された船舶上で物品を引渡すか、『または、既にそのように引渡された物品を調達すること』を意味する」という部分と、「CIF契約においては、売主が、船舶上で物品を引渡すか、『または、既にそのように引渡された物品を調達すること』を意味する」という部分のカッコ(『 』)内は同じ文言ですが、意味は異なります。インコタームズの規定では相違点が理解できないと思います。そこで、本稿では、まず2つの取引条件の相違について述べた後、CIF契約における売主の義務、およびその法的根拠となる若干の判例を紹介したいと考えます。

11.2 FOB契約とCIF契約の相違

11.2.1 FOB契約の特徴

Pyrene Co. Ltd. v. Scindia Navigation Co. Ltd. 事件¹において、Devlin 判事は、FOB 契約は融通性のある取引条件となった結果、満足できる定義が不可能になったと述べています。しかし、19 世紀初頭からの判例を見ると、当初は単に「船舶上で」(on board the ship) 物品を引渡すという簡単な、融通性のある取引条件であったので、国内取引や輸出取引、あるいは引渡条件や価格条件として使用されたものが、20 世紀に入って、貿易取引の発達に伴って、今日のような本船渡条件としての内容が整ってきたのではないかと考えます²。その中心的な性格は、売主が買主に送付する目的で買主の指定船舶上に物品を置くことです³。“free on board” という文言は単に価格採算条件でなく、取引条件として売買当事者の最小限の義務を示す機能を持っています⁴。特に、売主から買主へ物品を送付することに関連して生じる義務について定義が述べられています。FOB 契約の売主には、別段の合意がないかぎり、物品を送付するために船腹を手配する義務がないことです⁵。あるいは、売主には、物品に保険を掛ける義務がないことです。運賃や保険料などの費用は、通常、売主が支払いますが、これらの費用は買主の負担になります⁶。

11.2.2 本質的な相違点

FOB 契約と CIF 契約の本質的な相違は、物品の運送と保険の手続を売主が行うか、あるいは買主が行うかという点にあります。FOB 契約では、売主がこれらの費用を最初に支払っても、後日、これらの費用を買主に請求します。しかし、CIF 契約では、売主はこれを買主から回収しないので、運賃・保険料の変更に伴う危険は売主が負担します。そこで、売主が買主の代理人として運送契約および保険契約を締結する場合は、この契約は FOB 契約であり、あるいは、FOB 契約の場合には、売主はこのような資格で運送契約や保険契約を行うと考えられます⁷。売主は物品の運送および保険について手配するけれども、これに関する費用は買主の勘定であるという明示条項を示す契約は、その中に“CIF charges” という文言が記載されていても、これ

1 *Pyrene Co. Ltd. v. Scindia Navigation Co. Ltd.* [1954] 2 Q.B. 402, 424.

2 拙稿「1. FOB 慣習から CIF 慣習へ」[JASTPRO]379 号(2010-04)、1-13 頁を参照。

3 *Stock v. Inglis* (1884) 12 Q.B.D. 564, 573; *Wilson (J. Raymond) & Co. Ltd. v. Scatchard (Norman) Ltd.* (1944) 77 L.L.R. 373, 374.

4 *Wimble Sons & Co. v. Rosenberg & Sons* [1913] 3 K.B. 743, 756; *John Elton & Co. Ltd. v. Chas. Page & Co. Ltd.* (1920) 4 L.L.R. 226.

5 *Ian Stach Ltd. v. Baker Bosley Ltd.* [1958] 2 Q.B. 130, 139.

6 *The Parchim* [1918] A.C. 157, 164.

7 *Carlos Federspiel & Co., S.A. v. Charles Twigg & Co. Ltd.* [1957] 1 Lloyd's Rep. 240; *N.V. Handel My. J. Smits Import-Export v. English Exporters (London) Ltd.* [1957] 1 Lloyd's Rep. 517.

はFOB契約です⁸。また、契約中にFOBという用語が使用されていなくても、あるいは、価格はC&FまたはCIF条件にもとづいて計算した旨が述べられていても、実際にはこれがFOB契約である場合があります。The Parchim事件⁹では、チリ硝石を“at 9s.1d.per cwt. cost and freight Channel”という価格条件でチリのTaltal港から船積する契約が締結されました。保険は売主が掛けましたが、買主が保険料を支払いました。また、物品を運送する船舶について、売主が備船契約を締結しましたが、売買契約の中に、「買主は備船契約について責任を負い、かつ運賃の変動は買主の勘定とする」旨の約款が挿入されていました。この事件において、この契約は“CIF European port”というよりは、むしろ“FOB Taltal”という性格であると判示されました¹⁰。

11.2.3 相違点の及ぼす影響

FOB契約とCIF契約の相違を明確にすることは、価格の算定方法¹¹、所有権と危険の移転、および当事者の義務の履行方法を定めるために重要です。FOB契約の場合には、売主が、CIF契約の売主のように、運送と保険の手配をした場合でも、契約に従って売主が物品を実際に船積みしなければなりません。これは、売主が自分で船積みしなければならないことを意味するものではありません。例えば、FOB London条件の輸出者が、国内の供給者からFOB London条件で輸出品を買付けて、この供給者が輸出者のために行う船積をもって、海外の買主への船積とすることができます。FOB契約の売主ができないのは、既積品に関する船積書類を提供することです。あるいは、FOB契約を締結した後で、その契約に言及されていない第三者が船積みした物品に関する船積書類を入手して、これを提供することはできません¹²。FOB契約では、船積の際に、物品が契約に充当されなければならない点が、この契約の重要な要素であるということになります。したがって、FOB契約では、売主が契約に従って物品を引渡す義務を負うのであり、もし売主が他の者によって船積みされた物品を契約に充当した場合には、保険によって買主の利益を適切にカバーしうるか否かという問題が起り得ると考えられます。

11.3 CIF契約の売主の義務

11.3.1 基本的な義務

CIF契約の売主の義務は、第1に、契約に一致する物品を船積み、または既積品を購入し、必要な場合には、物品を契約に充当し、その旨の通知を買主に与え、第2に、適切な船積書

8 *Carlos Federspiel & Co., S.A. v. Charles Twigg & Co. Ltd.*, *supra*.

9 *The Parchim*, *supra*.

10 *Ibid.*, at p.164.

11 *N.V. Handel My. J. Smits Import-Export v. English Exporters (London) Ltd.*, *supra*, at p.521; *John Elton & Co. Ltd. v. Chas. Page & Co. Ltd.*, *supra*.

12 *Martin v. Hogan* (1917) 24 C.L.R. 234.

類を調達または準備し、そして、第3に、これらの船積書類を買主またはその指図人に提供することです。CIF 契約の本質的な特徴は、引渡が船積書類の引渡により象徴的に行われることで、物品の現実的引渡によるものではないという点にあります。McCardie 判事は、「買主が要求できるのは、慣例とされる書類の引渡だけである。これが買主の権利の基準と売主の義務の範囲を示すものである。買主は書類を拒絶して、実際の物品を要求することはできないし、また売主は書類を保持して、これに表示されている物品を提供することができない」と判示しています¹³。

11.3.2 物品の船積または既積品の調達

売主の船積義務は、(1) 契約に一致する物品を実際に船積するか、(2) 売主が既に船積みした大量の貨物の中からその一部分を契約に割当てるか¹⁴、あるいは、(3) 既積品を購入することによって¹⁵ 履行することができます。もちろん、契約条項によって、(2) と (3) を排除することができます。売主が製造する物品を船積する場合には、売主は契約に一致する物品を実際に船積することにより義務を果たすことになります¹⁶。CIF 契約における売主は、船積地で契約に定められた期間内、または合理的な期間内に、契約に記載されている種類の物品を船積みするか、または、そのように船積みされた既積品を購入しなければなりません。実務上、「既積品の売買契約は、CIF 契約および C&F 契約と同意義である」と判示されています¹⁷。契約を履行する際に、何れの方法を選択するかは、契約に別段の定めがないかぎり、売主の意思により決まります。しかし、いずれか1つの方法が履行不能となっても、売主は通常、他の方法により義務を履行しなければなりません。例えば、売主が物品を船積みする予定でいたが、予測し得なかった事態(戦争、輸出禁止、ストライキなど)が発生したために、船積ができなくなったとき、引渡不履行に対する抗弁として、他の方法が違法であることを答弁し得る場合を除いて、売主は既積品を調達しなければならないという判例があります¹⁸。

11.4 物品の充当と通知

11.4.1 充当の意味

不特定物の売買契約の場合には、売主は、契約に記述されている種類・数量の物品を契約に充当する義務があります。充当(appropriation)については、本誌ですでに説明しました。これは幾つかの意味に用いられますが、ここで言う充当は、所有権の移転に関連して使用される

13 *Manbre Saccharine Co. Ltd. v. Corn Products Co. Ltd.* [1919] 1 K.B. 198, at p.202, per McCardie J.

14 *Shipton, Anderson & Co. v. John Weston & Co.* (1922) 10 Ll.L.R. 762; *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T.D. Bailey, Sons & Co.* [1940] 3 All E.R. 60.

15 *J.H. Vantol Ltd. v. Fairclough, Dodd & Jones Ltd.* [1955] 1 W.L.R. 642, 646 (rvsd. *ibid.* [1955] 1 W.L.R. 1302; *affd.* [1957] 1 W.L.R. 136.)

16 *Johnson v. Taylor Bros. & Co. Ltd.* [1920] A.C. 144.

17 *Esteve Trading Corp. v. Agropee International (The Golden Rio)* [1990] 2 Lloyd's Rep. 273, 276.

18 *J.H. Vantol v. Fairclough, Dodd & Jones Ltd.*, *supra.*

「無条件の充当」¹⁹ではなく、売主が、契約に従って特定の物品または書類を引渡す義務に関連するものです。例えば、5000トンのバラ積み(in bulk)された小麦の海上運送中に、その一部分である500トンの小麦を転売する場合、その契約の目的物は、契約締結時に、すでに船積みされていますが、確定されていない(unascertained)状態にあるので、売主は、契約に従って、大量の積荷の中から、500トンの小麦を引渡す旨を明示した書類を買主に提供する義務を負うこととなります。

11.4.2 充当の時期

1848年のWait v. Baker事件²⁰において、幾つかの充当の意味について議論されましたが、Barke判事は、「売主が、契約を履行する際に供給すべき物品を選択する権利を有する場合、(どの意味の充当を)選択する権利は売主側にある」と述べています²¹。CIF契約は通常、不特定物の売買契約なので、売主はこの選択権を有しますが、これを何時行使するかが問題になります。契約が明示的に売主に対して充当の通知を買主に与える義務を定めている場合には、売主がこの通知を行うまでは、このような選択をしなかったと考えられます。また、契約が充当について何らの定めをしていない場合、買主に通知が行われなかったときは、物品が契約に充当されたか否かは明らかになりません。実務上、売主が物品を船積みしたという行為をもって、売主が物品を契約に充当したとみなし得るか否かという点は、賛否が分かれます。例えば、Dixon判事は、「種類による不特定物の売買契約の履行にあたり、他と区別できるように荷印などをつけてきちんと梱包した物品を船積みすることが、物品を確定することであり、かつ原則として、売主が物品を契約に充当することを意味する」と述べています²²。しかし、Lord Scruttonは、「単なる物品の船積は契約への充当にならない」と述べています²³。E. Clemens Horst Co. v. Biddell Bros.事件²⁴では、「船積は所有権の移転を目的とする充当に相当する」と述べられています。ここに引用した判例は必ずしもCIF契約に関するものではありませんが、これらの意見はCIF契約に適用されると思われます。また、売主が、最初の売買契約の買主に対する履行を目的として、既積品を購入する場合にも適用されます。

11.4.3 充当の通知

売買契約は、売主に対して、充当の通知、または売買契約に従って船積がなされた旨の通知を行うことを明示的に義務付けることがあります。この目的は、買主に物品の船積を通知して、

19 拙稿「2. 所有権移転と引渡提供」[JASTPRO]380号(2010-05)、5-10頁を参照。

20 *Wait v. Baker* (1848) 2 Exch. 1. これはFOB契約に関する事件です。

21 *Ibid.*, at p.8.

22 *James v. The Commonwealth* (1939) 62 C.L.R. 339, 377; *Plaimar Ltd. v. Waters Trading Co. Ltd.* (1945) 72 C.L.R. 304.

23 *Produce Brokers Co. Ltd. v. Olympia Oil and Cake Co. Ltd.* [1917] 1 K.B. 320, 329.

24 *E. Clemens Horst Co. v. Biddell Bros.* [1911] 1 K.B. 934, 956.

船積書類が実際に到着する前に、買主がこれを他に転売できるようにすることです。したがって、このような通知を受取ることは、買主にとって極めて重要なことですから、この点に関する契約条項は厳格に遵守されなければなりません。これが守られないときは、一般に、買主は船積書類および物品を拒絶する権利があります²⁵。この通知は、契約に定められた期間内に発信されなければなりません²⁶。また、契約に、この通知が、「船荷証券の日付から7日以内に与えられなければならない」旨の明示条項があるときは、この通知の目的は、買主が迅速に物品を転売できるようにすることなので、通知が指定期間内に買主に届くことを意味するという判例があります²⁷。あるいは、契約が、かかる通知は(a) 電信により、かつ(b) 指定期間内に買主に届くことを要求する場合、この通知が航空便で送付されたけれども、指定期間内に買主に到着したときは、買主はこれを拒絶することができません²⁸。充当の通知は、契約に指定された者に対して行われなければなりません。この者が或る国にいる買主の代理人である場合、他の国にいる買主自身に対して通知がなされたときは、これは瑕疵のある通知であるとした判例があります²⁹。また、この通知には、契約により要求されている事項が正確に記載されていないとされなければなりません³⁰。即ち、これには、通常、船舶の名称、船荷証券の日付、物品の種類・数量などが含まれます。もし、この通知にこれらの事項が記載されていないときは、その後送付された他の書類(それ自体は有効な充当の通知でない)に、これらの事項が記載されていても、これは重要ではありません³¹。2通の通知が送付されて、その1通に不十分な事項が記載され、また、他の通知には契約に一致しない事項が記載されている場合、2つの通知を合わせて1通の有効な通知とみなすことはできません³²。

11.4.4 充当の通知の撤回

売主は有効な充当の通知を行った後、実は自分が契約に充当しようと意図した物品に関する通知でなかったという理由で、この充当の通知を撤回したいと考える場合があります。しかし、買主がその通知を信頼してすでに行動したときは、売主はこの通知を撤回できないという判例があります³³。「有効な充当の通知は、一度これが発信された場合、撤回し得ない」(A valid notice of appropriation when once given shall not be withdrawn.)という契約条項により、

25 *Kleinjan & Holst N.V. Rotterdam v. Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. Hamburg* [1972] 2 Lloyd's Rep. 11; *Graves v. Legg* (1854) 9 Exch. 709; *Cie Continentale d'Importation v. Handelsvertretung der Union der Russian Soviet Republic in Deutschland* (1928) 138 L.T. 663.

26 *Graves v. Legg*, *supra*.

27 *Cie Continentale d'Importation v. Handelsvertretung der Union der Russian Soviet Republic in Deutschland*, *supra*.

28 *Daulatram Rameshwarlal v. European Grain and Shipping Ltd.* [1971] 1 Lloyd's Rep. 368.

29 *Luis de Ridder S.A. v. Andre & Cie S.A. (Lausanne)* [1941] 1 All E.R. 380.

30 *Dalgety & Co. Ltd. v. T.G. Bradfield & Co. Ltd.* (1930) 35 Com.Cas. 213; *Kleinjan & Holst N.V. Rotterdam v. Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. Hamburg*, *supra*.

31 *Cie Continentale d'Importation v. Handelsvertretung der Union der Soviet Russian Republic in Deutschland*, *supra*.

32 *Aure v. Van Cauwenberghe & Fils* [1938] 2 All E.R. 300.

33 *Borrowman, Phillips & Co. v. Free & Hollis* (1878) 4 Q.B.D. 500, 504.

撤回できないことを明確にできます³⁴。充当の通知と契約の要件がすべての点で一致しているときは、たとえそれが売主の本当の考えを反映していない場合でも、この通知は有効です。したがって、契約により誤記の訂正が認められる場合を除いて、充当の通知は撤回または訂正を行うことはできません³⁵。有効でない通知はいずれの当事者をも拘束しませんが、約定期間内に、この通知の後に有効な通知が発信されたときは、後者が効力を有することになります³⁶。

11.4.5 充当の通知を要する場合

Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T.D. Bailey, Sons & Co. 事件³⁷において、Lord Wright は、CIF 契約における充当の通知の必要性について、「売主は、契約に一致する物品を船積み、または既積品を取得して、これが不特定物である場合には、通常、売主は充当の通知を買主に与えることが必要である」と述べています³⁸。この事件のCIF 契約には、充当の通知に関する明示条項が挿入されていました。一般的に、CIF 条件の売買契約には、この趣旨の条項が含まれているので、売主は充当の通知を行わなければなりません。一方、CIF 契約が全くこの点に言及していない場合には、売主は特に充当の通知を行う義務がないという判例があります³⁹。しかし、国際物品売買統一法(ULIS)第19条第3項は、「運送人に交付された物品が、宛先の表示その他の方法により、契約の履行に充当されたことがはっきりしない場合には、売主は物品の交付に加えて、買主に船積の通知および、必要ならば、物品を特定する書類を送付しなければならない」と規定しています。

11.5 船積書類の調達と提供

11.5.1 船積書類の提供

CIF 契約は、物品の原価、保険料および運賃を含む価格で物品を売買する合意です。このような契約の基本的な特徴は、売主は契約に一致する物品を船積みするか、または既積品を購入し、買主に適切な船積書類を提供して、売主の義務を履行します。別段の明示条項または慣習がないかぎり、CIF 契約の売主は、船積書類として、船荷証券、保険証券およびインボイスを提供する義務があります。売主が以上の行為をしたときは、船積書類の提供前に物品がすでに滅失した場合でも、売主は契約に違反したことになりません。このような滅失が生じても、買主は船積書類と引換に代金を支払わなければならないと、もし損害が生じた場合には、買主の救済は、売主に対してではなく、運送人または保険者に対して行われます。売主が船積書類を提供

34 *Dalgety & Co. Ltd. v. T.G. Bradfield & Co. Ltd.*, *supra*: *Grain Union S/A Antwerp v. Hans Larsen A.S. Aalborg* (1933) 38 Com.Cas. 260.

35 *Kleinjan & Holst N.V. Rotterdam v. Bremer Handelsgesellschaft m.b.H. Hamburg*, *supra*.

36 *Borrowman, Phillips & Co. v. Free & Hollis*, *supra*.

37 *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co.* [1940] 3 All E.R. 60.

38 *Ibid.*, at p.68.

39 *C. Groom Ltd. v. Barber* [1915] 1 K.B. 316.

することにより、自己の義務を履行したことを示す証明は、売主がその前に、契約に従って物品を船積みしたか、もしくは、既積品を購入したことを意味します。売主がこれを行わなければ、適切な船積書類を提供することができないことになります。すなわち、物品の船積または既積品の購入をしなかったと判断され、実質的な契約違反となります⁴⁰。CIF 契約の売主が船積書類の提供により自己の義務を履行するということの要点は、売主は約定の仕向地で実際に物品を引渡す義務がないということです⁴¹。もし契約が売主に対して約定の仕向地で物品を引渡すことを義務付ける場合、この契約にCIFという用語が使用されていても、この契約はCIF契約ではありません。契約が売主に対して物品の引渡または船積書類の提供を義務付けているかどうかという問題は、この契約を全体として解釈することによって決まります。したがって、CIF契約であると明示している契約は必ずしもすべてがCIF契約ではなく⁴²、他方で、“delivered Hamburg, cost freight and insurance”という条件の売買契約がCIF契約であり、仕向地であるHamburgに物品は到着したにもかかわらず、売主の義務は船積書類の提供によって履行されたと判示されています⁴³。

11.5.2 荷渡指図書を提供する場合

通常のCIF契約では、提供する船積書類の中に船荷証券が含まれます。しかし、契約が明示的に荷渡指図書(Delivery Order)の提供を指定するか、または、荷渡指図書の提供を売主の選択に任せることがあります。この場合、当事者が意図した荷渡指図書の形式の如何によって、この契約が約定の仕向地で物品を引渡す契約であるのか、あるいは、CIF契約であるかという解釈上の問題となります。単に船荷証券に代えて荷渡指図書を提供するという契約条項で、現実的な物品引渡の義務を求めている場合は、CIF契約であることを妨げるものではないという判例があります⁴⁴。しかし、The Julia事件⁴⁵では、“c.i.f. Antwerp”条件によるライ麦の売買契約で、売主に対して船荷証券または荷渡指図書のいずれかを提供する選択権を与えていました。売主はライ麦をバラ積みし(shipped in bulk)、船積数量全体の中から、その一部分である約定数量のライ麦を引渡す旨の荷渡指図書を提供しました。この荷渡指図書はAntwerpの売主の代理人宛に作成されたもので、現地において物品の引渡を確実に実施するための複雑な手続を行うためでした⁴⁶。この事件で、この契約はCIF契約でなく、Antwerpで物品を引渡す契約であり、したがって、物品が引渡されないときは、完全な引渡不履行であると判示されま

40 *Johnson v. Taylor Bros. & Co.Ltd.* [1920] A.C. 144. なお、ULIS第18条、第19条第1項および第2項を参照。

41 *Parker v. Schuller* (1901) 17 T.L.R. 299; *Bowden Bros. & Co. Ltd. v. Little* (1907) 4 C.L.R. 1364.

42 *The Julia* [1949] A.C. 293, 309; *Manbre Saccharine Co. Ltd. v. Corn Products Co. Ltd.* [1919] 1 K.B. 198; *Gardano and Giampieri v. Greek Petroleum George Mamidakis & Co.* [1962] 1 W.L.R. 40.

43 *Tregelles v. Sewell* (1862) 7 H.& N. 574.

44 *Denbigh, Cowan & Co. v. R. Atcherley (R) & Co.* (1921) 90 L.J.K.B. 836.

45 *The Julia, supra.*

46 *Ibid.*, at p.311.

した⁴⁷。The Julia 事件では、契約中に書類と引換に代金を支払う旨が規定されていました。貴族院は、売主が実際に荷渡指図書の提供によって履行することを考えており、かつ提供された荷渡指図書の形式について強調しました。けれども、もし売主が船荷証券の提供を選択した場合には、売主はこれを提供することにより義務を履行したと判示されたと考えられます。したがって、この契約がCIF 契約なのか、あるいは持込渡条件の契約であるかは、売主の選択に左右されるので、売主が選択権を行使するまで、契約がいずれであるか決定されません。売主に対して書類を提供するか、あるいは物品を提供するかという選択権を与える契約はCIF 契約でないので、売主には船積書類を提供する義務はありません⁴⁸。

11.6 CIF 契約に関する判例

11.6.1 Ireland v. Livingston 事件

1872年のIreland v. Livingston 事件⁴⁹において、Blackburn 判事は、次のように述べています。「船積書類の受領を承諾することによって支払をする原価・運賃・保険料を含む価格条件は、貿易上きわめて通例のものであり、かつ実務上よく了解されている。このように、この価格の中には運賃が含まれているので、もしもそれが運賃到着払条件(freight collect)で行われた場合には、インボイス上、総金額から運賃控除(freight allowed)の手続がなされなければならない。それ故、この契約では、インボイスは、約定価格すなわちCIF 価格を借方に記入し、買主である荷受人が、現実の荷受に際して船主に支払わなければならない運賃額をその貸方に記入するよう、作成されるべきである。こうして、船荷証券と保険証券が買主に引渡され、買主はこのインボイス金額に対して支払を引受ける義務を負うことになり、買主を名宛人とする為替手形が振り出される。その金額には、前述のように、運賃額を控除してあるから、船舶が約定品を積んで到着したら、彼は荷受の際に船主に運賃を支払わなければならない。もっともこの取立運賃の特約がなされた場合、その運送貨物が海上危険に遭遇して引渡不能となったときは、荷受人は運賃の支払を要求されないが、保険証券にもとづいて、被保険利益の全額が賠償される。引渡不能が船長または船員の違法行為に起因するもので、保険証券で填補されないときは、船主により賠償される。」⁵⁰

11.6.2 Biddell Bros. v. E. Clemens Horst Co. 事件

さらに、1911年のBiddell Bros. v. E. Clemens Horst 事件⁵¹において、Hamilton 判事(後

47 しかし、*Calcutta and Burmah Steam Navigation Co. v. De Mattos* (1863) 32 L.J.Q.B. 322; (1864) 33 L.J.Q.B. 214 では、この契約はCIF 契約であるとされましたが、書類と引換に支払った代金の返済を求めた請求は却下されました。

48 A.G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, para.1493.

49 *Ireland v. Livingston* (1872) L.R. 5 H.L. 395; reversing (1870) L.R. 5 Q.B. 516.

50 *Ibid.*, at p.406. わが国のCIF 契約では、運賃は前払を常例とし、この判例に述べられているような取扱は例外ですが、ヨーロッパでは、貿易採算上、運賃後払が有利であるところから、これを常例とするので、このようなインボイスが作成されます。

51 *Biddell Bros. v. E. Clemens Horst Co.* [1911] 1 K.B. 214.

のLord Sumner)は、CIF条件の売買契約における当事者の義務について、次のように述べています。この事件の契約は、太平洋岸からイギリス向けに積み出された麦芽の売買契約で、買主は、112 lbs.につき90s.を支払うことを承諾しましたが、それには「価格はロンドン、リバプールまたはハル港までCIF価格、決済は現金払条件」(CIF to London, Liverpool or Hull, terms net cash)と表示されただけで、船積書類と引換に支払うことを明示した文言が記載されていませんでした。そこで、買主が、船積書類の提供と同時にその代金を支払わなければならないのか、または、麦芽が到着し、買主がその貨物を検査する機会を与えられるまで、その支払を拒むことができるのか、その何れであるかが問題の焦点でした。Hamilton判事は前者の立場から判決を下しましたが、控訴裁判所では、Kennedy, Vaughan, Williams, Farewellの4判事がこれに同意したにもかかわらず、多数決で破棄されました。しかし、貴族院では、この破棄に異議を唱えたKennedy判事の意見を満場一致で採択したので、Hamilton判事の前判決が維持されました。この判決で、CIF条件の本質に関してなされたHamilton判事の解釈の概要は次のとおりです。「本件における契約は、輸入麦芽に対し、イギリス3港選択CIF価格で、112 lbs.当たり90 s.を支払うという条件である。それがCIF条件の売買契約を意味するものであることは、なんらの判例を参照する必要がないほど確定的である。このような条件を含む売買契約のもとでは、その売主は、第1に、その契約記載の物品を船積港で船積みしなければならない。第2に、それが契約で指定された仕向地で引渡されるように運送契約を締結しなければならない。第3に、その貿易取引に通例の保険条件で買主のために有効な保険を付けなければならない。第4に、Ireland v. Livingston事件でBlackburn判事が述べたようなインボイスもしくはそれと同一の様式でインボイスを作成しなければならない。第5に、これらの書類(船荷証券、保険証券、インボイス)を買主に提供しなければならない。その結果として、買主は、運賃到着払であるならば、いくらの運賃額を支払わなければならないのかを知ることができ、また、それが航海中に失われたならば、その損害に対して保険者から填補されることのできるものである。これらの契約条項によって、約定品の引渡は、それが売買契約と一致しているかぎり、船積港における船舶上での引渡であるとする旨の契約が構成されている。したがって、買主に対するこれらの船積書類の提供は、契約に従って物品の引渡を完了したものとみなされ、その提供に対して、買主はその代金を準備しかつ進んで支払を履行しなければならない。」⁵²

11.6.3 Landauer & Co. v. Craven & Speeding Bros. 事件

Hamilton判事の陳述にあるCIF契約の売主の2つ義務について、Scrutton判事は、Landauer & Co. v. Craven & Speeding Bros.事件⁵³において、次の条件を追加しています。「第1の『売主は、契約記載の物品を船積港で船積みすること』には、『契約で指定された期間

52 *Ibid.*, at p.220.

53 *Landauer & Co. v. Craven & Speeding Bros.* [1912] 2 K.B. 94, 105.

内に』を追加し、第2の『契約で指定された仕向地で引渡されるように運送契約を調達すること』には、『船積の際に(on shipment)』を挿入すべきであると考えます。私は、売主が貨物を送付した後、できるだけ速やかに書類を買主または荷受人に送達しなければならないということを、最後に追加すべきであると考えます。」この追加条件は、Hansson v. Hamel & Horley Ltd.事件⁵⁴において引用され、承認を得ましたが、後者に関連して、Lord Sumnerは、次のように意見を述べています⁵⁵。「私は、物品が現実には船舶上に積込まれると同時に船荷証券が署名されないかぎり、船荷証券は有効でないという意味の意見を理解できない。『船積の際に(on shipment)』とは、若干の許容範囲をもつ表現である。船荷証券は常に物品の積込みが完了した後に、また、場合によっては、船舶が出港した後に署名される。私は、それにより、船荷証券が『船積の際に』必ずしも調達されないとは考えないし、また賢明なる裁判官がそのように考えるとは思わない。」

11.6.4 C. Sharpe & Co. v. Nosawa & Co. 事件

C. Sharpe & Co. v. Nosawa & Co.事件⁵⁶において、Atkin判事は、次のように述べています。「このような契約は、売主が船積後できるかぎり速やかに、船荷証券および保険証券を含む船積書類を送付する手続きをとり、また買主は、売買契約に別段の取決がないかぎり、書類と引換に支払うことにより履行されるのが明らかである。... この契約は、売主が書類を送付するためにあらゆる合理的な努力をして、書類が送付された時に、実際に履行され、かつこの時が契約の履行日である。」

11.6.5 Johnson v. Taylor Bros.& Co.Ltd. 事件

Johnson v. Taylor Bros.& Co.Ltd.事件⁵⁷において、Lord Atkinsonは、多くの判例を要約し、CIF契約の近代的な定義であるとして貴族院で承認された陳述の中で、次のように述べています。「私が今ここに引用する多くの権威ある意見は、明らかに物品の売主と買主が、本件におけるような状態にあるとき、CIF契約を結んだと考えられ、売主は、別段の特約がないかぎり、契約にもとづいて、次の6つのことを行う義務を負います。第1は、売却した物品のインボイスを作成すること。第2は、契約に定めた種類の物品を船積港で船積みすること。第3は、物品を約定の仕向地で引渡すために、船積に際して運送契約を調達すること。第4は、貿易取引で常例の条件で買主のために保険をかけること。第5は、インボイス、船荷証券および保険証券からなる船積書類をできるだけ速やかに買主に送付し、提供すること。そして、買主に対する船積書類の引渡は、物品の象徴的引渡であるので、これにより物品の危険負担を買主に移転させて、売主に代金を請求する権利を与えることです。CIF契約に関する権威ある意見には、

54 *Hansson v. Hamel & Horley Ltd.* [1922] 2 A.C. 36.

55 *Ibid.*, at p.47.

56 *C. Sharpe & Co. v. Nosawa & Co.* [1917] 2 K.B. 814, at pp.818, 819.

57 *Johnson v. Taylor Bros.& Co. Ltd.* [1920] A.C. 144.

Ireland v. Livingston 事件における Blackburn 判事の意見、Biddell Bros. v. E. Clemens Horst Co. 事件における Hamilton 判事の意見、および C. Sharpe & Co. v. Nosawa & Co. 事件における Atkin 判事の意見がある。また、CIF 契約に、特に船積書類を提供する場所が指定されていない場合には、これらの判例は、船積書類が買主の居所または営業所で提供されることを要するという原則を確立した。⁵⁸」

11.6.6 Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co. 事件

Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co. 事件⁵⁹において、Lord Wright 判事が述べた意見は、CIF 契約の法律的意義に対して大きな影響を与えました。Lord Wright は、判決理由の中で、特に CIF 契約における所有権移転が商取引上重要であることを詳細に説明しています。「ここで問題になっている契約は、商取引では広く一般に知られている種類のもので、CIF 契約と呼ばれている。その頭文字は、価格の中に、原価、保険料および運賃が含まれていることを示す。この種類の契約は、海上貿易で使用されている他の種類の契約に比べて、より広く、かつより頻繁に使用されている。毎年、膨大な数量および巨額な金額の貿易取引が CIF 契約によって行われている。この契約の本質的な性格はこれまで多く説明されてきた。売主は約定品を船積みするか、あるいは、既に船積みされた物品を取得し、これがまだ確定されていないときは、売主は充當の通知(notice of appropriation)を与えなければならない。船積の際に、または船積後に、売主は適切な形式の船荷証券および保険証券を取得しなければならない。売主はこの船荷証券と保険証券を買主に引渡すことにより、契約上の義務を完了するのである。一般に、買主が運賃を支払う場合には、運賃を控除して、代金が支払われる。「迅速」(prompt)という条件の — すなわち、支払日が指定されている — 書類に添付されているインボイスで、運賃が控除されているのは、このような理由による。この取引の過程では、物品の所有権(property)⁶⁰は、船荷証券が買主に引渡されるまで、売主にとどまる。このような規則は極めて簡単な一般的な用語で示されるが、商取引では非常に重要である。.. 売主またはその代理人、もしくは書類を担保として保持する銀行が、船荷証券を保持するときに有する所有権は完全な支配権(the general property)であり、担保のための制限的支配権(a special property)ではない。しかし、一般に、所有権を保持する重要性は、買主からの支払を確保するためだけでなく、金融のために必要である。国際商取引の過程において、船積書類にもとづいて資金を調達して、これによって船積から書類引換に支払を得るまでの間の資金繰りが行われるのである。このような信用供与機能は最も重要で、所有権の帰属に疑義があるときは、完全に機能しなくなる。商慣

58 *Stein, Forbes & Co. v. County Tailoring Co.* 事件((1916) 115 L.T. 215.)で、Atkin 判事が初めて船積書類を提供する場所について意見を述べました。

59 *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co.* [1940] 3 All E.R. 60.

60 SGA 第 61 条第 1 項は、「所有権(property)とは、完全な支配権(the general property)を意味し、制限的支配権(a special property)ではない」と定義しています。

習により、船荷証券は物品の象徴である。売主が船荷証券を担保としたい場合、売主の下にあるのは完全な支配権でなければならない。商業信用システムは、売主の物品を担保に入れる能力と保険証券にかかっている。支払を得ない売主の留置権(unpaid seller's lien)は、明らかに不適切、かつ不満足なものである。」⁶¹

11.6.7 CIF 契約は常に変化する

Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia) 事件⁶²において、Lord Wright は、「CIF 契約は時代の要請に応じて修正され、常に新しい要件を充たすように変化しており、例えば、船荷証券に代えて荷渡指図書が、あるいは、保険証券に代えて保険証明書が使用されることがあるけれども、CIF 契約であることに変わりない」と意見を述べています。

(続)

61 *Ross T. Smyth & Co. Ltd. v. T. D. Bailey, Sons & Co.*, *supra*, at p.67.

62 *Comptoir d'Achat et de Vente du Boerenbond Belge S.A. v. Luis de Ridder Limitada (The Julia)* [1949] A.C. 293.

記事2. 国連CEFACTワシントンフォーラムの変則開催について

本誌第388(1月)号10ページ「2011年 国連CEFACT 関連国際会議の予定」に掲載しました「第18回国連CEFACTフォーラム(3月28日(月)～4月1日(金) 於.米国ワシントン)」は、地元主催組織により、Global Meeting of Experts on Trade Facilitation Recommendations and Electronic Business Standards(GME)として、同フォーラムの代りに開催されることになりました。詳しくは下記ページをご参照下さい。

<http://web.lmi.org/gme/>

今回、フォーラム主催者が国連CEFACTから、上記組織に変更された理由は欧州経済委員会(ECE)事務局の説明では、国連本部等の常設施設以外における国連関係の会議開催に関する国連事務総長通達(1987年5月付け第ST/AI/342号)の解釈が変更され、国連CEFACTフォーラム開催には、国連と開催国の間で書面による協定(Host Country Agreement)が必要となった事により、予定された米国ワシントンでの開催期日までには、当該協定を結ぶことが困難になった事によります。

記事3. 国連CEFACTからのお知らせ

3-1 2011年2月16日

勧告6号付属書(電子インボイス利用の為の、整合化された国際貿易用インボイス標準書式)と、勧告34号(国際貿易の為のデータ整合化)は2ヶ月間の公開審議により総会間承認されました。

3-2 2011年2月14日

勧告第12号「海上運送証券手続簡易化のための方策」改訂版 がパブリックレビューに付されました。レビュー期間は2011年3月28日までです。本件に関するご意見は Johan.Ponten@kommers.se までお寄せ下さい。

3-3 2011年2月2日

国連CEFACT コア構成ライブラリ2010年版(D.10A)が公開されました。
国連CEFACTの下記Webからダウンロード出来ます。

http://www.unece.org/cefact/codesfortrade/uncl/CCL_index.htm

3-4 2011年1月14日

ATG(応用技術グループ)はCCTS 3.0(コア構成要素技術仕様書V3.0)の為の国連CEFACT XMLをパブリックレビューに付しました。期間は2月11日までです。ご意見のある方はプロジェクトリーダー Michael.Rowel Michael.Rowell@oracle.com と Mark Crawford mark.crawford@sap.com までお寄せ下さい。

詳しくは下記pdfをご参照下さい。

http://www.unece.org/cefact/recommendations/PublicReview/Specification_XMLForCCTS_Version%201.0%20ODP5.pdf

3-5 2011年1月14日

ATG(応用技術グループ)は国連CEFACT XML NDR(Naming and Design Rule:命名規則) Version 3.0の正誤表を発行しました。

国連CEFACTの下記Webからダウンロードできます。

http://www.unece.org/cefact/xml/xml_index.htm

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会
業務第三部長 平井一海
E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO 第36巻 第11号 通巻第389号

・ 禁無断転載

平成23年2月25日発行 JASTPRO刊10-13

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。